平成２６年（フ）第２３１４号
東京都葛飾区新小岩４丁目15―６―101
債務者　芳澤　洋子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成26年６月３日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第５７号
青森県弘前市大字紺屋町257番地
破産者　株式会社めぐみ
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所弘前支部

平成２５年（フ）第５６９号
仙台市青葉区一番町３丁目４番26号
破産者　有限会社和喜
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６７２号
仙台市宮城野区榴岡１丁目６番37号
破産者　メディケア・ライフ株式会社
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４９号
山形県酒田市手蔵田字小堤81番地
破産者　有限会社サンコーエンタプライズ
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第１１１３号
さいたま市浦和区本太１丁目18番３号
破産者　株式会社インテンス
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０２４号
東京都杉並区南荻窪２丁目19番12号
破産者　ＰＣＡアカデミー合同会社
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１２０２５号
東京都杉並区宮前２丁目16―21―222
破産者　波多野研司
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１３８３４号
千葉県松戸市常盤平陣屋前７―３　101号室、商業登記簿上の本店所在地東京都千代田区丸の内１丁目８番３号　丸の内トラストタワー本館20階
破産者　株式会社坂本商会
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１２６０号
大阪府高槻市下田部町２丁目41―２、商業登記簿上の本店所在地大阪府高槻市中川町４番12号
破産者　株式会社高槻機工
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５１６号
最後の住所大阪府守口市梅園町11番３―303号
破産者　被相続人亡加治彰相続財産
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第４５７０号
大阪市中央区久太郎町１丁目８番９号船場中央ビル
破産者　交徳繊維株式会社
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６２６号
大阪府八尾市東山本町６丁目９番35号
破産者　有限会社アザーズ
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第５６３５号
大阪府茨木市水尾２丁目15番19号
破産者　株式会社川原商会
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第６３号
岡山県津山市皿648番地の１
破産者　株式会社美作ホンダ販売
1　決定年月日　平成26年３月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２５年（フ）第３５７７号
神奈川県厚木市下荻野1430―４　厚木第２ダイヤモンドマンション402
破産者　近藤　毅志
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０９９号
東京都小平市中島町１番33号
破産者　有限会社安田設備工業所
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１００号
東京都小平市中島町１番33号
破産者　安田　正一
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第１１８０号
東京都小平市鈴木町１丁目148番地都営小平鈴木町１丁目アパート１―207
破産者　清水　正子
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２３５５号
横浜市都筑区あゆみが丘２番５号
破産者　株式会社リバートロン
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２０２２号
横浜市青葉区梅が丘24番地61
破産者　有限会社タック・ファクトリー
1　決定年月日　平成26年３月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部